

田原会計 NEWS

2021 年 1 月 12 日(火)

〒400-0032

山梨県甲府市中央 5-5-19

田原会計事務所

TEL 055-225-3622 FAX 055-227-7714

Email tahara0423@tkcnf.or.jp

交際費の損金不算入制度

交際費課税の現状

現在の交際費課税は以下のようになっています。

- ① 大前提として1人 5,000 円以下の飲食等については、交際費としなくてもよい。
- ② 資本金が 1 億円以下である法人は、交際費の 50%を損金に算入するか、800 万円までを損金に算入するかのどちらかを認める。
- ③ 資本金が 1 億円を超える法人は、交際費の 50%を損金に算入することを認める。
- ④ 資本金が 100 億円を超える法人は交際費の損金算入は一切認めない。

何をもって交際費とするかは諸説ありますが国税局は以下のように言っています。

「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為」

企業は交際費をどれくらい使っているの

国税局の最新（平成 30 年）の統計情報によれば、1 億円以下の法人は、1 社平均 90 万円弱です。それに対し 1 億円超の法人は 1 社平均 1,000 万円強です。全額否認される 100 億円超の法人は 1 社平均 1 億 500 万

円です。全体の数字では圧倒的に数の多い 1 億円以下の法人が多いですが、1 社当たりで見るとかなりの開きがあります。

1 億円以下の法人は 800 万円までの損金算入で十分かと思われますが、1 億円超の企業は交際費の損金算入が認められれば、もっと交際費は増えると思われます。

コロナで飲食店は大打撃

ご存知のように、コロナ騒ぎで飲食業界は大きく売上げを落とし大打撃を被っております。特に接待を伴う飲食店の打撃は大きなものがあります。

景気が良くなるとはお金が実体経済でたくさん循環することです。

本来交際費の損金不算入制度は、政策的な制度です。景気の動向を見て数年に一度は限度額や制度そのものを変更してきました。Go To Eat も結構ですが、この際交際費の損金不算入制度の見直しをしてもよいのではないかと思います。



見直していた
だけとあり
がたい